

第 51 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和 7 年 3 月 18 日（火） 午後 2 時～

II 場所：青戸地区センター ホール

III 出席者

1 【出席委員 16 人】

石井会長、二宮副会長、浅井委員、阿部委員、黒沢委員、江良委員、小野田委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋委員、田中（麻）委員、坪井委員、中山委員、山崎委員、小尾委員、田中（香）委員

【欠席委員 9 人】

石川委員、稲吉委員、遠藤委員、小林委員、津村委員、町田委員、三尾委員、林委員、宮嶋委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、教育指導課長、総合教育センター教育支援課長、地域教育課長、他担当職員、委託業者研究員

4 【傍聴人】

なし

IV 次第

1 開会

2 議事

（1）令和 7 年度予算案概要について

令和 7 年度予算案概要（抜粋）

【資料 1】

（2）「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

ア 葛飾区子ども・若者総合計画（案）

【資料 2－1】

イ 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について 【資料 2－2】

3 その他

「葛飾区社会的養育推進計画」の策定について

ア 全体スケジュール

【資料 3－1】

イ 葛飾区社会的養育推進計画（案）

【資料 3－2】

4 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 51 回）次第

資料 1 葛飾区予算案概要【当初予算案主要事業概要】

資料 2－1 葛飾区子ども・若者総合計画（案）

資料 2－2 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について

資料 3－1 葛飾区社会的養育推進計画策定 全体スケジュール

資料 3－2 葛飾区社会的養育推進計画

VI 議事要旨

1 開会

会長

- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- WEB会議システムでの出席者がいるため、注意事項を伝達。
- 第51回会議資料の確認。

2 議事

(1) 令和7年度予算案概要について

会長

- 議事(1) 令和7年度予算案概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1 葛飾区予算案概要【当初予算案主要事業概要】について)

- 予算案は現在開会中の議会で審議中ではございますが、子ども子育て支援事業に関連するものを抜粋し、主な新規拡大事業についてご説明させていただきます。
- 初めに、4ページの3 ベビーカー購入等費用の助成事業についてです。
3歳未満の子どもを育てる家庭に対し、ベビーカー本体等の購入やレンタル費用の一部を助成することで、移動にかかる負担軽減や外出の促進を図ってまいります。令和7年度は、助成対象者を3歳未満の多胎児養育世帯から3歳未満の子どもを1人以上養育している世帯まで拡大するとともに、助成対象も多胎児用ベビーカー本体に3歳児未満用ベビーカー本体及び抱っこ、おんぶ紐等を加えることで子育て世帯への医療支援を充実してまいります。
- 続きまして、6ページの3 就学前教育の質向上の推進についてです。
区内の教育保育施設を対象に日常の保育を他園の保育所に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援いたします。公開保育を通じて、公開園は自園の良さや課題を認識し、参加園は自園の保育を振り返るきっかけにするなど、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質向上を目指す取組を推進いたします。また、私立幼稚園や認定こども園の特色ある幼児教育の取組を支援し、講師・施設類型の枠組みを超えて好事例の横展開を図るほか、保育所等における乳幼児の興味・関心に応じた探求活動の実践を、東京都の東京すくわくプログラム推進事業を活用し支援いたします。
- 続きまして、8ページの1 学校施設等を活用した放課後子ども支援事業についてです。
待機児童ゼロを目指し、学校改築に合わせた校内学童保育クラブの整備をはじめ、緊急対策として放課後居場所事業、かつしかプラスの実施校拡大や夏季一時学童保育受入枠の拡大を進めてまいります。また、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし多様な体験ができる環境を整備するため、令和8年度に向け、より効果的な事業展開の検討を進めてまいります。
- 続きまして、9ページの1 児童相談の充実についてです。
複雑化・深刻化する児童虐待や領域困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり、関係機関とのネットワークをさらに進化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供いたします。また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など、法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化いたします。令和7年度は、新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、区内2カ所で家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築いたします。

- 続きまして、10 ページの 3 社会的養護経験者・ケアリーバーの経済的負担に対する支援についてです。社会的養護経験者が自立して生活をするために必要となる費用の一部を区独自の支度金として支給いたします。
- 続きまして、4 子ども若者支援体制の充実についてです。子ども若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、引きこもり状態、孤立など様々な需要を有する子ども若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行ってまいります。また、子ども若者の安全安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者、進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行ってまいります。令和 7 年度は、子ども若者の居場所の現状や課題を的確に捉えるため、子ども若者の居場所の需要供給調査を実施いたします。また、高等学校卒業程度認定試験合格支援講座費、受講費助成金の対象経費に受験料のほか、無料塾に通う受講者を対象とした交通費や教材費にかかる費用を追加いたします。
- 続きまして、11 ページの 7 婚活支援事業についてです。結婚を希望する方を対象に、出会いや交流の場となるイベントや、婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施いたします。また、区内を活動拠点とする営利を目的としない団体が行う婚活イベントに対して助成を行ってまいります。
- 続きまして 15 ページの 3 不登校対策プロジェクトについてです。登校できない状況にある子どもを支援するふれあいスクール明石の運営や、教室に入ることができない子どもを支援する校内サポートルームの設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援など、一人一人の状況や課題に応じた様々な支援策を講じ、学校や総合教育センターが家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援してまいります。令和 7 年度は、ふれあいスクール明石の受け入れ対象の拡大や不登校児童の登校をサポートする支援員など様々な支援に取り組んでまいります。また、校内サポートルームを道上小学校、水元小学校、本田中学校、綾瀬中学校、青戸中学校、高砂中学校及び東金町中学校に開設いたします。さらに令和 8 年度に向け、5 校の開設準備を行ってまいります。予算内容についてのご説明は以上でございますが、その他の事業についても新規拡大を図っておりますので、ぜひ後ほどご覧おきください。事務局からの説明は以上でございます。

会長

- ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
《質疑なし》
- お気付きの点がありましたら、後のその他あたりでご発言いただければと思います。

(2) 「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

ア 葛飾区子ども・若者総合計画（案）

イ 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について

会長

- 議事（2）葛飾区子ども若者総合計画の策定について、事務局から説明願います。

事務局

（資料 2－1 葛飾区子ども・若者総合計画（案））

（資料 2－2 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について）

- 2 月 3 日に開催した第 50 回葛飾区子ども子育て会議において、葛飾区子ども・若者総合計画案に対し、委員の皆様からご意見をいただきました。この後、庁内の会議を経て、必要な修正を加えた上で、葛飾区子ども・若者総合計画の案を 3 月 13 日に開催されました議会にて報告しております。最終的な総合計画の案は資料 1 となります。今後は庁内で意思決定を行い、

葛飾区子ども・若者総合計画の策定となる予定でございます。

- 今回は前回の子ども子育て会議から変更のあった点について、委員の皆様にご説明させていただきます。変更点について、資料 2-2 をご覧ください。
初めに 1 ページの No. 2 についてです。小中学校のいじめ認知件数の推移について、教育委員会から提出された令和 5 年度の内容に更新いたしました。また、同様に 2 ページの No. 3 の不登校の状況、3 ページの No. 4 の不登校出現率についても同様の年度更新などを行っております。
- 4 ページの No. 5 をご覧ください。自殺者数について、令和 2 年、令和 4 年、令和 5 年の人数を修正いたしました。こちらは、市町村自殺対策計画等として健康部が作成を進めている第 3 次葛飾健康実現プランに合わせたものでございます。厚生労働省が公表する自殺者数については複数の集計方法があり、第 3 次葛飾健康実現プランと本総合計画で別々の集計データを使用していました、両計画にて統一したデータを使用することといたしました。
- 5 ページの No. 8 をご覧ください。基本方針 1 施策 5 仕事と子育ての両立支援は、子育て家庭の充実した暮らしを支えるため、仕事と生活の調和を実現するための施策としておりましたが、No. 8 に記載の内容につきましては、地域との連携により運営を行っているわくわくチャレンジ広場の新たな担い手の確保が主な趣旨であることから、一部を追加した上で、8 ページの No. 24 基本方針 5 施策 1 地域による子ども若者への支援などに位置付けを変更いたしました。
- 6 ページの No. 13 をご覧ください。ベビーカー購入等企業助成事業について、令和 7 年度より助成対象者の拡大やベビーカー本体に加え抱っこ紐等助成対象品目が拡大されたため、修正したものでございます。
- 8 ページの No. 21 及び No. 22 をご覧ください。前回の子ども子育て会議において、パブリックコメント手続や子どもたちと区長の意見交換会等の意見を踏まえ、子ども・若者の安全安心を守るため、街路等整備事業や指導防犯等助成事業を新たに基本方針 4 施策 3 に位置付けた旨を説明いたしました。その後の庁内の会議において、地域の防犯カメラへの設置支援などについても、子ども若者の安全を守るための支援と同様の考え方であるとの意見があったため、地域安全活動支援事業を再構築し、防犯カメラに関する支援などを盛り込み、地域の防犯力向上を図る旨を追加いたしました。
- 9 ページの No. 25 及び No. 27 をご覧ください。基本方針 5 施策 2 子ども若者の居場所づくりの推進についてです。家庭や学校以外の地域の居場所における課題と取組の方向性の期待を加える修正を行いました。葛飾区子ども・若者総合計画素案からの主な変更点については以上となります。
- 本日、参考資料として、葛飾区子ども・若者総合計画素案に対する区民意見提出手続きの実施結果についてお配りしております。こちらは令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月に実施した区民意見提出手続きに対する、区の考え方になります。説明は省略させていただきますが、お時間のあるときにご覧いただければと存じます。
- 最後に、葛飾区子ども・若者総合計画の作成に当たりまして、委員の皆様にはお忙しい中、会議にご出席いただき、また様々なご意見を賜り、誠にありがとうございました。今後は、本日お配りした冊子に、区長の挨拶と子ども子育て会議での検討経過や委員の皆様の名簿などの参考資料を掲載した上で、庁内の意思決定を得て、葛飾区子ども・若者総合計画の策定となります。本総合計画の計画書は 6 月頃に完成予定となります。説明は以上でございます。

会長

- ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等はございますか。

委員

- 資料 2-2 の 3 ページの不登校出現率が令和 5 年度も上がっている。特に中学校。参考資料の 15 ページあたりの、子どもたちの意見やパブリックコメントでも、子どもの権利がとても遅れている感じがあり、中学生の息苦しさにつながっていることはかなり明確な気がしている。本来、子どもたちが自ら発言するのがいいと思うが、中学生自身が大人に意見することができない状況になっている。締め付けられているような感じもしており、教育委員会の方

から一律見直すように、子どもの意見を吸い上げ、改めて決めるように指導をして欲しいが、いかがでしょうか。

教育支援課長

- 中学校の校則のご質問について、教育委員会から学校へ対し、子どもの意見を聞いた上で話し合い、見直しをする様に通知しております。学校により校長の考え方に差があるのは認識していますが、改めて校長会等で、校則について、しっかり生徒と話し合い納得いくような形で定めるように、我々の考えを伝えてまいります。

会長

- 内申点などとの関係はあるのですか。

委員

- おそらく子ども側から先生に意見をする事は、なにか関係があるような気がします。急な変更は難しいとは思いますが、構造自体を変えられるといいと思います。

委員

- 学校の様子というのは、いろいろな問題が学校の中で混然一体となり、発達、貧困や虐待、関係機関の連携や当事者への聞き取りなど、問題の所在を明確化していくため、色々な問題に当たり、それを学校の中で解決していくなど、非常に難しいケースが多々あります。
- 指導に加え、生徒のケアや、特殊のケースに対する状況の把握、学校内での専門家とのやり取りなど、先生方がとても忙しいというのを、常々私は感じています。
- 業務の多い中、子どもの意見を聞くというのは難しいことでもあるので、先生方の負担軽減を考え、業務の調整などもしていけると、子どもたちや社会全体としてもっと有効になるのかと思います。

教育支援課長

- 学校は教員だけではなかなか対応できない問題が大変多いと認識しています。総合教育センターでは、例えば心理の専門のスクールカウンセラーや福祉の専門のスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、それぞれの専門家が力を合わせて学校の様々な問題に対応するように体制を作っております。引き続き、チーム学校という形で、様々な人材を学校に派遣し支援してまいります。

会長

- これまで多くの時間、議論してきたテーマですので、細かいところやグラフは最新のものが入ることで、より問題点が見やすくなり改善されたかと思います。
- そのほか、何かお気付きの点がございましたらお願いします。
《質疑なし》

(3) その他「葛飾区社会的養育推進計画」の策定について

ア 全体スケジュール

イ 葛飾区社会的養育推進計画（案）

会長

- 議事3 その他 葛飾区社会的養育推進計画の策定について、事務局から説明願います。

事務局

(資料3-1 葛飾区社会的養育推進計画策定 全体スケジュール)

(資料3-2 葛飾区社会的養育推進計画)

- 資料３－１全体スケジュールについてですが、葛飾区社会的養育推進計画を策定するため、葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置して、これまで策定作業を進めてきたところです。計画の策定にあたり、計画策定委員会の会議を４回開催し、１０月までに素案を検討し、１２月に区民の意見の聞く会を開催、１２月から１月にかけて区民意見提出手続きを実施いたしました。その後、２月の策定委員会において内容を確定し、３月の議会にて状況報告いたしました。この度、本計画の内容が固まりましたので、ご報告いたします。
- 資料３－２についてです。現行の都の計画策定年度の終了につき、令和７年度から令和１１年度までを計画期間とした新たな計画の策定が求められました。このことに伴い、本区では児童相談所設置区として、本計画を策定することといたしました。
- 葛飾区社会的養育推進計画の目次にありますとおり、本計画は国の策定要領に基づき、１２の章を設けて策定いたしました。
- 概要を説明いたします。初めに、第２章の５ページをご覧ください。当事者である子どもの権利擁護の取組、意見聴取、意見表明等支援等について掲載しております。子どもへの意見聴取等措置については、里親等委託や施設入所決定事等において、私の気持ちシートを活用して子どもの意見を聞き取るほか、年齢、発達の状況等により、意見の表出が困難な子どもへ対しては特に丁寧な意見聴取に努めております。
- 子どもの権利擁護事業では、子どもの権利擁護専用電話やメール、インターネットの利用、意見表明用はがきや一時保護所においては意見箱を設置し、権利に関する子どもからの相談に対応しているところがございます。今後、子どもに接する機会のある職員に対して、子どもの権利に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、児童養護施設や里親等に措置されている子どもが意見表明しやすくなるよう、アドボケイトの訪問型支援などの体制構築について検討してまいります。
- 第８章 ２７ページをご覧ください。里親ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組についてですが、代替養育を必要とする子どもに対して、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、また、子どもの意見や子どもの最善の利益を優先して考慮しながら里親ファミリーホームを代替養育先として検討してまいります。
- 里親の確保については、区内のイベントなど様々な機会を捉えて、地域に目指した里親制度の普及啓発や里親のリクルート活動を行ってまいります。
- また、里親が地域で孤立することなく、子どもを養育していくことができるよう、里親を含めた関係者及び関係機関が一つとなり、それぞれの専門性を生かして子どもの養育を行うチーム養育体制を取り、里親を支える体制を強化してまいります。
- 第１０章 ３４ページをご覧ください。社会的養護自立支援の推進に向けた取組についてです。の社会的養護経験者等は、処置等が解除された後、家庭に頼ることが難しく、精神的または経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくにあたって困難を抱える場合が多くあります。今後、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数が増加していく見込みであることから、実情を把握するとともに、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う児童自立生活援助事業や、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整その他の必要な支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた取組を進めてまいります。
- 自立にかかる経済的負担への支援についても、自立に向けて一人暮らしをする社会的養護経験者等に対し、区独自の支度金を創設してまいります。説明は以上でございます。

副会長

- 葛飾区の社会的養育推進計画を策定したこと自体が非常に素晴らしいことだと思います。着々と実装も立て、このような計画を持たせ、非常に期待をしているところです。
- 社会的養護、それから社会的養育に携わる職員の問題で、非常に成り手が少ないこと、養成している身からいっても、手を挙げてくれる学生が非常に少なく、育てていくのも大変です。現場に出てから一人前になるまでに１０年近くかかると言われており、勝手に育てていくのを待つだけではなく、支援も必要だと思っています。子ども家庭ソーシャルワーカーになるための支援を行うと書いてあり、キャリアアップのための道筋は用意され、国及び区の方でもあることはよく分かりました。児童相談所や、社会的養護の施設でも子どもと向き合ってい

ると、上手いかわなく、傷ついたお子さんと一緒にやり取りしている中で、自分も気持ち的に、落ち込んだときに支えてあげる支援者支援と呼ばれるようなところも大事だと思うのですが、このあたりの取組について教えていただきたいです。

児童相談課長

- 令和5年10月の葛飾児童相談所の開設にあたり、強化体制を取るために各種研修も行っています。
- 支援者支援コーディネーターという方を2名配置しています。大学で支援者支援コーディネーターを研究されている方を、その支援者支援コーディネーターのスーパーバイズとし、職員が相談できる体制を整えております。その中でも、新人職員に対しては、定期的に相談に乗ってもらえるようにしております。まだ、日本でもこのような体制のところは少ないため、我々もスーパーバイザーの方と相談しながら、職員が相談できる体制があるという中で、業務を取り組めるよう、これからも対応していきたいと考えているところでございます。

委員

- 子ども家庭ソーシャルワーカーについてご紹介くださり、非常に心強いと思います。興味があり調べましたが、研修のカリキュラム自体は、大変多くの勉強をしなければいけない資格です。資格取得のための費用について、葛飾区の支援はあるのでしょうか。

児童相談課長

- 児童福祉の認定資格を取るための費用は、予算化しています。ただ、実質のところケースワーカーの業務が立て込んでいることから、子ども家庭ソーシャルワーカーの認定資格を取得するための時間の確保という課題があります。現時点では、児童福祉士を5年以上実務経験があるとスーパーバイザーというような道筋があるので、こちらの方が現実的かなと思っているところでございます。ここは引き続き課題として捉え、希望があった際には応援できるような仕組みを作っていきたいと考えております。

4 閉会

会長

- 最後に事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

- 来年度の子ども子育て会議は全3回開催予定。
- 現在、各団体に直任の推薦依頼をしており、日程調整が済み次第、開催通知をもって団体から推薦された方に連絡することを伝達。

会長

- 議事はここで全て終了となります。最後に、子育て支援部長よりご挨拶がございます。

子育て支援部長

《挨拶》

会長

- 今回の会議をもって、任期を終える方におかれましては、これまで多大なるご協力賜り、誠にありがとうございました。
- 次期委員も継続される予定の方におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。
- ご意見、ご質問等他になれば、本日これで閉会とさせていただきます。
長時間ご協力ありがとうございました。

以上